

	新潟市教育委員会 平成25年3月 臨時会会議録			
日 時	平成26年3月26日(水) 午後3時00分			
場 所	市役所白山浦庁舎1号棟2階 学務課協会会議室			
出席委員 (6名)	齋藤 委員長		欠席委員	
	沢野 委員			
	佐藤 委員			
	吉村 委員			
	織田 委員			
	阿部 教育長			
会議に出席 した職員 (8名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人		
	教育次長	齋藤 博子		
	教育総務課長	岩名 俊明		
	学校支援課長	高橋 恒彦		
	中央図書館館長	山川 正士		
	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直		
	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝		
	教育総務課主査	石田 貴宏		
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (5 件)	議案番号	件 名
	議案第 3 3 号	新潟市いじめの防止等のための基本的な方針について
	議案第 3 4 号	新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則の制定について
	議案第 3 5 号	新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
	議案第 3 6 号	第 1 期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について
	議案第 3 7 号	新潟市図書館条例施行規則の一部改正について
報告 (1 件)	記 号	件 名
		新潟市いじめ防止市民連絡協議会の設置について
協議題 (0 件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時00分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に沢野委員及び佐藤委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 これより、付議事件に入ります。「議案第33号 新潟市いじめの防止等のための基本的な方針について」から「議案第36号 第1期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について」は関連がありますので、一括して審議いたします。学校支援課長と教育総務課長に説明をお願いいたします。

○学校支援課長 議案第33号及び議案第34号を一括して説明します。

はじめに、この基本方針の策定に関しては、これまで、教育委員会定例会及び臨時会において3回報告しております。2月教育委員会臨時会において、市民の皆様からいただいた意見を一部反映させた基本方針を説明しました。本日、配布した基本方針は、2月教育委員会臨時会で配布した基本方針と同じ内容のため、内容の説明は省かせていただきます。

続きまして、基本的な方針で設置を定めている附属機関の一つである新潟市いじめ防止対策等専門委員会に関して、必要な事項を定めるものです。なお、附属機関の設置については平成26年2月新潟市議会定例会に議案として提案し、3月20日の本会議において可決されました。また、市長部局に設置する附属機関に関する規則は、3月20日付で公布しております。

次に、規則の概要について説明します。まず、この附属機関が所掌する事務は新潟市附属機関設置条例で規定しているいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするための調査、審議を行うことと、重大事態が発生した場合に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行います。人数は5人以内、構成は学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、その他必要と認める者です。委員の任期は2年としております。これらはいずれも平成25年4月に設置しました新潟市いじめ問題等対策委員会の開催要綱に基づいております。

○教育総務課長 議案第35号について説明します。改正理由ですが、今ほどの説明のとおり、平成26年4月1日から附属機関として新潟市いじめ防止対策等専門委員会の設置に伴うものです。改正の内容ですが、当該委員会の委員の委嘱は、社会教育委員、文化財保護審査委員と同じく教育委員会の議決事項とします。改正の概要は以上です。

○学校支援課長 続きまして、議案第36号について説明します。具体的な委嘱

委員については、委員名簿に示しています。平成 25 年 4 月に設置したいじめ問題等対策委員に引き受けていただくことで内諾をいただきました。なお、この委員名簿はホームページ上でも公開します。説明は以上です。

○委員長

今の説明に関して、質問や意見のある方、お願いします。

○沢野委員

いじめ防止対策等専門委員会の規則ですけれども、基本、公開ですね。それで、重大事態に係る事案に関する調査審議については、非公開とありますが、これはどのような考え方からですか。プライバシーに関わるためですか。

○学校支援課長

いじめの未然防止などの対策について意見をいただく場合は公開になります。それから、子どものプライバシー、個人的なことで審議が必要なものは非公開として、そこはきちんと分けていきたいと考えています。

○佐藤委員

かなり微妙な事案で、それが公になった場合に、その内容などから推測できることもあると思うのです。その辺はかなり慎重にやらないといけない。委員の方がそうしたことを踏まえながら検討していただくことが大切と思います。昨年度の東区での事件も、どの学校かほとんど知られていました。その地域の人たちは大体分かっています。そういうことも常に念頭にした上で、個人名とかプライバシーに関わる問題でなくても、内容から推測できると考えられれば、配慮が必要と思います。臨機応変に対応すべきと思います。

○学校支援課長

一番後ろの資料を見ていただきたいのですが、新潟市いじめ防止対策等専門委員会は二つの目的があります。一つ目については原則公開と考えています。二つ目は県をはじめ全国的な流れを見ますと、第三者委員会として調査について議論していくので、最初の頭出しだけ公開にしても、いろいろな事案の内容は、基本、マスコミも含めて非公開と考えています。

○佐藤委員

ぜひ、配慮しながらやっていただきたいと思います。

○織田委員

「いじめ防止対策等専門委員会」ともう一つ、「いじめ問題調査点検委員会」とあります。以前のお話の中で、この二つの委員会の委員としてなられる方々が、構成員として同じような役割なので重複する場合もあるというお話が出てきたように私は記憶していたので、その辺のところを再度お願いします。

○学校支援課長

今の資料のいじめ問題調査点検委員会の説明を見ていただきたいのですが、こちらは市長の下に設置します。新潟市いじめ防止対策等専門委員会による調査の報告を受けて、市長がその調査結果について、検証の必要があると認めた場合です。新潟市いじめ防止対策等専門委員会の調査の公平性、中立性がきちんと担保されていたか、一度調査する必要があると市長が判断

した場合となります。新潟市いじめ防止対策等専門委員会の調査の公平性、中立性の担保の検証が主たる目的となります。したがって、例示では、両附属機関の委員が同じ委員となっていますが、実際に同じ委員ということはありません。

○織田委員

あり得ないですね。そのところがあやふやな記憶だったので、あり得ないだろうと思いながら。申し訳ありませんでした。

○学校支援課長

委員長，すみません。1点訂正させてください。

委嘱期間は平成27年までとあるのですが、平成28年に訂正をお願いします。

○委員長

そのほか、意見、質問はいかがですか。それでは、議案第33号から議案第36号について承認してよろしいでしょうか。それでは、承認されました。続いて、「議案第37号 新潟市図書館条例施行規則の一部改正について」中央図書館企画管理課長に説明をお願いいたします。

○中央図書館企画管理課長

新津図書館については、教育委員会2月定例会で概要を説明しております。地区図書室については、教育委員会1月協議会で説明しております。改正理由は次の2点となります。1点目は、新津図書館は改築により研修室を設置しますが、そこを市民の団体利用に供するための改正です。2点目は北区の図書室を今年度末で廃止するための改正となります。

改正の内容ですが、新津図書館の研修室が新たに加わる関係で、第13条と第17条の条文を併せて改正するものです。また、それらに関係した書類様式の一部を改正するものです。次に、利用が少ない北区の木崎地区図書室及び早通地区図書室の2室を平成26年3月31日で閉室とするため、施行規則第2条関係の別表第1中の図書室二つを削除するものです。

施行日については、新津図書館の研修室の改正は、新津図書館の開館日に併せて施行します。現在、開館予定日は7月21日を予定しております。図書室の閉室につきましては、4月1日を予定しております。図書館からは以上です。

○委員長

今の説明に関して、ご意見、ご質問のある方、お願いします。それでは、議案第37号について、承認してよろしいでしょうか。それでは承認されました。

第4 報告

○委員長

続いて、これより報告案件に入ります。「新潟市いじめ防止市民連絡協議会の設置について」学校支援課長に説明をお願いします。

○学校支援課長

この委員会の設置目的は、学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめの防止を目指し、健全育成に係る機関、諸団体との連携を図るため、警察、法務局、民生委員・

児童委員，新潟市PTA連合会，児童相談所，新潟市立小学校長会及び中学校長会，その他の関係者の代表を構成員として設置することとしました。なお，この委員会は新潟市附属機関等に関する指針第2条第2項で規定する懇話会となります。

この委員会の主な内容を説明させていただきます。第1条の目的は，今ほど申し上げたとおりです。第2条の所掌事務ですが，主に（1），（2）の内容について，委員の皆様と協議をいただくこととなります。第3条から第5条ですが，記載のとおり進めたいと考えております。なお，第3条にかかわって，委員名簿は公開とします。第6条，会議についてです。第1項ですが，この会議は委員長が招集することとなっています。また，第4項にあるとおり，原則公開での開催となっています。以下，第7条以降の説明は省略させていただきます。この委員会は平成26年4月1日から発足となります。以上，報告いたします。

○委員長

ただいまの説明について，ご意見，ご質問をお願いいたします。

○佐藤委員

これも前から説明を受けていますので，これでよろしいかと思えます。

○吉村委員

せっかく連絡協議会を設置して，委員長権限で招集の会議。少し概要がびたりとこないと思います。極論を言うとどのような状況かということがわいてこないのです。こういう大事な機関，協議会が設置される。委員長の招集。その間には委員の方々のご意見もいろいろあるのだろうけれども，どうなるのかなど。メンバーが4月には決定しますよね。やはり，やらなければならないのではないかと思うのです。その辺，どう考えていますか。その辺の具体的なところをもう少し説明していただければと思います。

○学校支援課長

基本的には，次のようになりそうです。まず，警察については警察本部の生活安全部の青少年課長となります。

○吉村委員

メンバーではなくて，委員長が招集するという一言でなっているものだから，招集がなければ流れてしまうのかなという辺りについて。

○学校支援課長

その方々は4月1日にいわゆる充て職のような形で確定します。今のところは4月15日頃に第1回目の会議を開きたいと考えています。そこでまず顔合わせをします。最初は，事務局の進行で進めてきています。いじめ防止の取り組みについて説明させていただき，それぞれの立場の方々から意見をいただくことを考えています。また，これまでの本市の取り組みについて理解いただき，協力いただいたことで反映できることは反映したいと考えています。それを第1回で考えています。それか

ら年末くらいになるでしょうか、再度、会議を開きたいと考えています。できればそれを基本的な流れとしてお願いし、1年間のいろいろなことをそこで報告できると思います。また、次年度に向けて修正点などがあればそこも検討していただく。その流れを基本にして、事務局としては提案し承認いただきたいと考えています。

○吉村委員

今のご説明で結構ですが、先ほど、組織との点で、基本的には市民総出で協働していじめを防止しようという動きが一番重要なことなのだろうと私は思うのです。そういう意味で、第1回の集合のときに皆さんが本当に気持ちを一つにして全市的な動きになれるようにしようということを、充実した話し合いに持って行って、具体的に、限界はあるでしょうけれども、このようなことも議題かもしれませんというようなことを充実させてもらいたいと思います。本来はこれが一番前向きで重要な組織なのかなということで、そのようなことを希望します。

○学校支援課長

分かりました。ぜひ、今の意見を反映できるように、願う部分はお願いして、協力体制を作りたいと思います。

○委員長

今の話では、年度内に2回程度集まるのですね。そして現状を、事務局が説明する。私はむしろ逆だと思います。いろいろな立場の人たちがいるわけです。そこで、今、ご自分の接している現状などを報告してもらおう。せっかく異業種の方が集まっているのでしょ。だから、報告会とか参考にするような会議でないといけないと思います。ただ集まって、警察、法務局から、現状の課題を伺いましたということであれば集まる必要はないです。文書でいいでしょう。むしろ、せっかくいろいろな立場の人たちが集まる連絡協議会ですから、情報交換会に近いような形で、何かあったときの対処をするための意思疎通を図るような会議にしたほうがいいのではないかと思います。

○学校支援課長

そういったことも含めて、それぞれの立場から見えてきている現状や課題、意見等もいただいでいきたいと思っています。

○沢野委員

基本的な流れはいいと思うけれど、さまざまな話題があります。各委員のされている活動とか、そういうことを話し合うことでいろいろな問題点などが浮き出ると思うのです。開催する度に、今度はいつ頃には開催しようとか活発に意見交換していただければと思います。

○織田委員

私もいじめ防止連絡協議会が立ち上がることに、とても大きな期待を寄せています。委員8名で始めるとのことですが、会議をするには、あまり人数が多くてはまともでないでしょうから、各団体の代表が一人ずつでちょうど良いと思います。一方、中学校区ごとに地元に着した協議会があるとのことですか

